

【 基 本 規 約 】

施行:1999年4月30日
一部改正:2005年4月1日
一部追加:2008年4月1日
改正:2012年2月12日
改正:2014年9月28日
一部追加:2023年2月26日

【第1章 総則】

(名称)

第1条 本連盟は、宮城県ハング・パラグライディング連盟と称する。

【第2章 目的及び事業】

(目的)

第2条 本連盟は、宮城県内におけるハンググライダー及びパラグライダー、並びに補助動力付きパラグライダー(以下ハング等)によるスカイスポーツの正しい普及発展を期し、県内のハング等のフライヤーが組織する団体、またはスカイスポーツに関与する諸団体の活動の推進と円滑化に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟(以下 JHF)に対する教員又は助教員の推薦に関する事項
- 2 ハング等の普及振興に関する事項
- 3 ハング等による競技会の開催または後援に関する事項
- 4 ハング等による傷害防止対策に関する事項
- 5 エリア管理に関する助言および協力に関する事項
- 6 会員及び加盟団体相互間の連絡等に関する事項
- 7 JHF が行う事業への参加および協力に関する事項
- 8 その他、本連盟の目的達成に必要な事項

【第3章 会員及び加盟団体】

(会員)

第4条 本連盟の会員になろうとする者は、次の各号の一つに該当する者でなければならない。

- 1 宮城県内に在住し、パイロット技能証を所持する者
- 2 財団法人日本航空協会に於けるフライヤー登録が有効である者
- 3 スクール生の場合は、本連盟に登録したスクールを經由して申請した者
- 4 県外在住の場合は、本連盟に登録したスクール又はクラブを經由して申請した者
- 5 理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けた者

(退会)

第5条 会員は、理事会において定めるところによる退会届を提出することにより、任意にいつ

でも退会することができる。

(除名)

第6条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 1 この定款その他の規則に違反したとき。
- 2 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 3 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第7条 第5条及び第6条の場合のほか、会員は、第39条の支払義務を履行しなかったときは、その資格を喪失する。

(加盟団体)

第8条 パイロット技能証を所持した会員が宮城県内に組織した団体は、本連盟に加盟することができる。

(スクール並びに教員及び助教員)

第9条 宮城県内に住所地を有するハング等の技能を教習するためのスクールは、本連盟に登録しなければならない。

2. 宮城県内に在住する教員又は助教員の資格を有する者が、ハング等の教習をしようとするときは、本連盟に登録しなければならない。
3. 会員並びに加盟団体は、ハング等の教習を受けようとする者に対し、本連盟又はJHFに登録のないスクール、及び教員ないし助教員を教示あるいは推薦等の行為を行ってはならない。

【第4章 加盟】

(加盟)

第10条 本連盟に加盟しようとする者は、所属する団体を經由して、加盟届を本連盟に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 前項の加盟届出には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 1 住所、氏名及び生年月日
 - 2 フライヤー登録番号及びハング等の種別
 - 3 所属する団体の名称
3. 団体に所属しない者が本連盟に加盟しようとする時は、前項第1号及び2号に掲げる事項を記載した加盟申請書を提出し、理事会の承認を得なければならない。
4. 第8条に掲げる団体は、団体の名称及び所在地の他、代表者の氏名及び住所並びに加盟目的を記載した加盟申請書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

【第5章 連盟の機関】

第1節 役員

(役員)

第11条 本連盟に次の役員を置く。

- 1 理事長 1名

- 2 副理事長 2名
- 3 理事 理事長、副理事長を含め5名以上11名以内
- 4 監事 1名

2. 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第12条 理事長は、本連盟を代表し、連盟の業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長の定めるところにより理事長を補佐し、理事長に事故がある時はその職務を代理し、理事長が欠員の時はその職務を行う。
3. 理事は、本連盟の業務を執行する。
4. 監事は、本連盟の資産及び会計に関する監査、並びに理事の業務執行の状況の監査を行う。

(役員選任)

第13条 理事及び監事の選任は、総会における選考によって行う。

2. 理事長及び副理事長は、理事会において理事のうちから選任する。

(役員任期)

第14条 役員任期は、役員が就任した時から2度目の定時総会の終了までとする。

2. 役員は、任期満了の後において後任者が就任するまでの間はその職務を行う。
3. 解任及び除名処分となった場合は第1項の限りでなく、その時点で役員資格を喪失する。

(役員選考)

第15条 理事及び監事の候補者は、原則として次の会員とする。

- 1 立候補した会員
- 2 加盟団体より候補者として推薦を受けた会員
- 3 会員より候補者として推薦を受けた会員
2. 役員改選については、役員選考の必要な総会の2週間前までに会員に通知することを要す。
3. 立候補しようとする者・候補者を推薦しようとする者は、氏名、住所、所属団体名を当該総会までに事務局に通知しなければならない。
4. 候補者が定員数と同数または定員数に満たない場合は選定を行わず、候補者全員を当選とする。
5. 候補者の届出が無いが、又は候補者の数が定員数に満たない役職が生じたときは、議長は総会参加者をその選考に当たらせることができ、選出された候補者については、選挙を行うことなく、総会の信任をもって当選とする。
6. 選考方法は各候補者について行い、総会出席者の過半数の支持を得た候補者を役員として選任する。但し過半数の支持を得た候補者の内、支持票の多いものから順に定員数迄を当選とする。

第2節 理事会

(理事会の組織及び招集)

第16条 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって組織する。

2. 理事会は、理事長が召集し、議長を務める。
3. 理事会の決議は、理事会の構成員の過半数が出席し、その議決権の過半数で決議し、可否同数のときは議長が決する。

(決議事項)

第17条 総会決議事項以外の事項は、理事会で決議する。

(議事録)

第18条理事会の議事については、議事録を作らなければならない。

第3節 総会

(総会)

第19条 総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

(総会の組織)

第20条 総会は、代議員で組織する。

(総会の成立)

第21条 総会は、代議員の過半数の出席をもって成立する。

(代議員)

第22条 代議員は、理事又は監事であってはならない。

2. 代議員は、加盟団体に所属する会員のうちから加盟団体が選任する。
3. 前項の代議員の員数は、その団体に所属する正会員の員数が10名に満たない場合は正会員5名以上から代議員1名を、その団体に所属する正会員の員数が10名以上の場合は正会員10名までに代議員1名、以降正会員5名毎に代議員1名ずつを選任することができる。
4. 代議員数の基となる会員数は、前年会計年度末時点での員数とする。
5. 加盟団体が代議員を選任したときは、選任した代議員の住所及び氏名を記載した代議員選任届けを、本連盟に提出しなければならない。
6. 代議員の任期は1年とし、会計年度と同期間とする。
7. 代議員は、任期内の交代を可能とする。

(総会の召集)

第23条 理事長は、毎会計年度の終了後2ヶ月以内に定時総会を召集しなければならない。

2. 理事長は、必要があると認める場合には、臨時総会を召集することができる。

(総会の特別召集)

第24条 理事長は、代議員の半数以上の者から総会召集の請求があったときには、1ヵ月以内の日を会日とする総会を召集しなければならない。

(総会の決議事項)

第25条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

- 1 予算及び決算に関する事項
- 2 規約の制定及び決算に関する事項
- 3 理事、監事の選任及び解任に関する事項
- 4 重要な資産の取得、処分及び多額な債務の負担に関する事項
- 5 理事会において、総会に付議すべき旨決議した事項
- 6 総会において、審議することを相当と決議した事項

(決議の要件)

第26条 総会の決議は、出席した代議員の議決権の過半数で決議する。ただし、可否同数のときは、議長が決する。

2. 代議員は、他の代議員を代理人として、議決権を行使することができる。この場合において、代理人は、代理権を証する書面を総会に提出しなければならない。
3. 代議員が1名のクラブについては、代理人を他の代議員でなく、同一クラブに所属する会員とすることができる。

(議決権)

第27条 代議員は、1個の議決権を有する。

(議長)

第28条 総会の議長は、総会出席者の中から理事長が指名した者が行う。

(議事録)

第29条 総会の議事については、議事録を作らなければならない。

第4節 専門委員会および事務局

(専門委員会)

第30条 本連盟は、理事会の決するところにより特定の事項を司どらせるため、必要な委員会を置くことができる。

2. 前項の委員会につき必要な事項は、理事会が定める。

(事務局)

第31条 本連盟は、その事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局につき必要な事項は、理事会が定める。

【第6章 資産及び会計】

(会計年度)

第32条 本連盟の会計年度は1月1日に始まり、当年12月31日までとする。

(予算)

第33条 本連盟の経費は、次に掲げる収入をもって支弁する。

- 1 会員の会費
- 2 加盟団体の負担金
- 3 スクール並びに教員及び助教員の登録料
- 4 事業に伴う収入
- 5 交付金及び補助金
- 6 寄付金、その他の収入

2. 理事長は、当年度の予算案を作成し、理事会の決議を経て、これを定時総会に提出しなければならない。

(財産目録)

第34条 理事長は、本連盟の資産及び負債を明らかにするため、毎会計年度末現在における財産目録を作成しなければならない。

(決算報告書)

第35条 理事長は、本連盟の前年度の収入及び支出の決算報告書を作成し、監事に提出しなければならない。

2. 監事は、前項の決算報告書を監査し、その結果について、これに付記しなければならない。

3. 理事長は、定時総会に前項の決算報告書を提出しなければならない。

(資産の管理)

第36条 本連盟の資産は、理事長が管理する。

(予算外支出)

第37条 理事長は、理事会の決議を経て、予算外の支出をすることができる。

(旅費、手当等)

第38条 役員の旅費及び手当等は、理事会の定めるところによる。

【第7章 会費及び負担金】

(会費)

第39条 会員は、別紙に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(負担金)

第40条 加盟団体は、別紙に定めるところにより負担金を納入しなければならない。

(登録料)

第41条 **スクール並びに教員**が登録を受けようとするときは、別紙に定めるところにより登録料を納入しなければならない。

2. 前項の登録の有効期間は1年とし、その期日は理事会で定める。

【第8章 個人情報の取り扱い】

(法令の遵守)

第42条 国の定めるガイドライン等を遵守し特定の個人を識別出来るもの及び個人に関する情報を適正に取り扱う。

(目的)

第43条 本連盟が保有する個人情報は、活動の円滑な運営を図る為を取得するものとする。

(責務)

第44条 本連盟は個人情報の保護に関する法令を遵守すると共に会員の活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(取扱者)

第45条 本連盟における個人情報の取扱者は事務局とする。

(利用)

第46条 取得した個人情報は下記の目的に沿った利用とする。

- 1 文書の送付、送信
- 2 会費の集金及び管理業務
- 3 役員、会員の名簿作成
- 4 広報、ホームページへの掲載等

(利用目的制限)

第47条 本連盟は予め本人の同意を得ないで前項により特定された利用目的の範囲を超えた個人情報の取り扱いをしてはならない。

(管理者および管理)

第48条 本連盟における個人情報の管理者は理事長とする。

2. 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとして適正に管理し、不要となった個人情報は管理者立ち合いの元で適切かつ速やかに廃棄するものとする。
3. 個人情報を扱う電子機器等に尽いては適切に保管するとともにメールでの送信も含めファイルにパスワードをかける等の安全対策をする。

(第三者への提供制限)

第49条 次にあげる場合を除き本人の同意を得ないで第三者提供してはならない。

- 1 法令に基づく場合
- 2 本人と意思疎通が出来ない等、人命救助のため緊急を要する場合
- 3 警察、病院等に対して協力する必要がある場合

【別紙】

[1]会費及び負担金の年額

(1) 会員の会費

- | | |
|---------------|---------|
| ① 加盟団体に所属する者 | 1,000 円 |
| ② 加盟団体に所属しない者 | 3,000 円 |

- | | |
|--------------|---------|
| (2) 加盟団体の負担金 | 5,000 円 |
|--------------|---------|

[2]会費及び負担金の納入期限

- (1) 新規に加盟する者又は団体は、加盟の申請と同時期
- (2) 3月末日の時点で加盟している者又は団体は、同年の5月末日

[3]登録料

- | | |
|----------|---------|
| (1) スクール | 5,000 円 |
| (2) 教員 | 1,000 円 |

以上